

千葉県ギャンブル等依存症対策推進計画

(案)

令和●年●月

千葉県

目 次

第1章	ギャンブル等依存症の基本的な考え方	1
I	計画策定の背景・趣旨	1
II	計画の位置付け	2
III	計画の基本理念	2
IV	基本的な考え方	2
1	P D C Aサイクルによる取組の推進	2
2	多機関の連携・協力による総合的な取組の推進	2
3	重層的かつ多段階的な取組の推進	3
V	計画期間	3
VI	ギャンブル等依存症関連問題	3
第2章	ギャンブル等依存症の状況	5
I	関係事業者の状況	5
1	千葉県内の公営競技の状況	5
(1)	千葉県の競馬場	6
(2)	千葉県の競輪場	9
2	千葉県内のぱちんこ事業者の状況	11
II	全国及び千葉県におけるギャンブル等依存症の状況	12
1	全国の状況	12
2	千葉県の状況	12
III	ギャンブル等依存症対策の対象	13
1	法律上の定義	13
2	医学上の定義	13
第3章	取り組むべき具体的施策	14
I	ギャンブル等依存症の発症予防	14
1	ギャンブル等依存症問題に関する普及啓発	14
(1)	自治体における取組	14
(2)	公営競技事業所における取組	15
(3)	ぱちんこ事業者における取組	15
(4)	民間団体における取組	15

2	ギャンブル等依存症問題に関する予防教育	16
(1)	自治体における取組	16
(2)	ぱちんこ事業者における取組	16
(3)	民間団体における取組	16
3	ギャンブル等依存症者に対するアクセス制限	17
(1)	公営競技事業所における取組	17
(2)	ぱちんこ事業者における取組	17
II	ギャンブル等依存症に関する相談、社会復帰支援	18
1	ギャンブル等依存症に関する相談支援	18
(1)	自治体における取組	18
(2)	関連事業者における取組	19
(3)	民間団体における取組	20
2	ギャンブル等依存症者への社会復帰支援	21
(1)	自治体における取組	21
(2)	民間団体における取組	21
III	ギャンブル等依存症者に対する治療支援	22
1	依存症専門医療機関における治療支援	22
2	依存症治療拠点機関における治療支援	22
IV	ギャンブル等依存症に係る民間団体との連携	23
1	自治体における取組	23
2	関連事業者における取組	23
V	ギャンブル等依存症者に対する多重債務問題への支援	24
1	多重債務問題への相談支援	24
(1)	自治体における取組	24
(2)	民間団体における取組	24
2	違法に行われるギャンブル等の取締りの強化	25
3	ゲーム及びインターネットへの依存に関する取組	26
VI	ギャンブル等依存症対策の基盤整備	27
(1)	自治体における取組	27
(2)	関連事業者における取組	27
(3)	ぱちんこ事業者における取組	28
(4)	民間団体における取組	28
VII	ギャンブル等依存症対策における数値目標	29
(1)	自治体における目標	29
(2)	治療機関における目標	29

第4章	30
I 関連施策との有機的な連携・推進体制	30
II ギャンブル等依存症対策推進協議会	30
III 計画の見直し	30
【関係機関一覧】	31
1 相談機関一覧	31
2 治療機関一覧	38
(1) ギャンブル等依存症専門治療機関	38
(2) 依存症治療拠点機関（ギャンブル等依存症）	38
3 民間団体一覧	39
(1) 県内の自助グループ（当事者）	39
(2) 県内の自助グループ（家族会等の自助グループ及び民間団体）	39
【参考資料】	40
(資料1) ギャンブル等依存症対策基本法（平成三十年法律第七十四号）	41
(資料2) ギャンブル等依存症対策基本計画＜概要＞	46
(資料3) 千葉県ギャンブル等依存症対策推進計画策定協議会設置要領	47
千葉県ギャンブル等依存症対策推進計画策定協議会 委員名簿	48

第1章 ギャンブル等依存症対策の基本的な考え方

I 計画策定の背景・趣旨

ギャンブル等¹については、競馬などの公営競技やぱちんこ等を生活に支障のない範囲で楽しんでいる人がいる一方で、のめり込むことにより日常生活や社会生活に支障を生じさせるギャンブル等依存症を発症する人がいます。ギャンブル等依存症は、多重債務や貧困、虐待、犯罪等の重大な社会問題に密接に関連する場合があります。

また、ギャンブル等依存症は、早期の支援や適切な治療により回復等が十分可能である一方、ギャンブル等依存症であるという認識を本人や家族が持ちにくいという特性があり、医療及び相談支援の体制が十分ではありませんでした。そのため、ギャンブル等依存症である者等が必要な治療及び支援を受けられないという問題がありました。

そうした中、平成30年10月に「ギャンブル等依存症対策基本法」（以下「基本法」という。）が施行されました。基本法は、ギャンブル等依存症対策に関する基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体、関係事業者、国民等の責務及び国や地方公共団体が取り組むべき基本的施策等を示すことにより、「ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」を目的としています。

また、基本法第13条第1項に基づき、「都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を策定するよう努めなければならない」とされています。

このため、本県では、基本法の基本理念に基づき、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、「千葉県ギャンブル等依存症対策推進計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。本計画に基づき、県民、競馬等の公営競技やぱちんこ等の実施に係る事業者（以下「関係事業者」という。）、各医療機関及び相談機関等と連携し、ギャンブル等依存症に係る普及啓発、適切な治療及び回復支援、再発防止等、切れ目のない支援体制を構築します。

また、平成27（2015）年9月に国連において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、「持続可能な開発目標」（通称：SDGs／エスディージェーズ Sustainable Development Goals）が掲げられており、本計画の策定にあたってはSDGsの考え方も活用し、「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」「質の高い教育をみんなに」「働きがいも経済成長も」「人や国の不平等をなくそう」「平和と公正をすべての人に」という、SDGsの関連する6つの目標の達成にも寄与していきます。

¹ 「ギャンブル等」とは、法律の定めるところにより行われる公営競技（競馬、競輪、オートレース、モーターボート競争）、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸（偶然的利益や成功を得ようとする）行為とギャンブル等依存症対策基本法第2条に定められており、本計画においても同様に定義します。



II 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条第1項に定める「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」として、本県のギャンブル等依存症対策の推進を図るために定めるものです。

III 計画の基本理念

本計画は、基本法に基づく理念に則り本県の取組を推進します。

基本法第3条では、ギャンブル等依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として行うこととしています。

- 1 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。
- 2 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

IV 基本的な考え方

計画の基本理念の実現に向け、以下の基本的な考え方に基づき具体的な取組を進めます。

1 P D C Aサイクルによる取組の推進

ギャンブル等依存症対策の目標は、ギャンブル等依存症により不幸な状況となる人をなくし、健全な社会を構築することであり、対策の実効性を最大限に確保するためには、徹底したP D C Aサイクルにより計画的な取組を推進することが重要です。

2 多機関の連携・協力による総合的な取組の推進

ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、家庭不和・虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に

関連することに鑑み、医療機関、精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センターその他の関係機関、民間団体等は、相互に連携・協力しながら総合的にギャンブル等依存症対策に関連する取組を進めていくことが重要です。

このため、本計画では、これらの連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずることとします。

3 重層的かつ多段階的な取組の推進

ギャンブル等依存症対策については、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための措置を適切に講ずる必要があり、重層的かつ多段階的な取組を推進していくことが重要です。

このため、本計画では、教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の普及、ギャンブル等依存症の予防等に資する広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施、医療提供体制の整備、相談支援等の推進、社会復帰の支援など、様々なアプローチによる取組を推進していきます。

V 計画期間

計画期間は、令和4（2022）年度から令和9（2027）年度までの6年間とします。

（令和6年度に中間見直しを行うとともに、国の基本計画改定等により必要な見直しを行います。）

VI ギャンブル等依存症関連問題

ギャンブル等依存症者のギャンブル等をしたという欲求から、以下のようなさまざまな問題を引き起こす場合があります。これらの問題の背景にギャンブル等依存症の疑いがないかを確認するとともに、早期に支援機関につなげることが重要です。

- 1 多重債務：賭金等を確保するために、複数の金融機関等から借金を行い、返済が困難になる場合があります。
- 2 貧困：賭金等を確保するために、生活費を使い込み生活困窮になる場合があります。
- 3 家庭不和・虐待：ギャンブル等での負けが続くことで、家庭内の平穏が乱され、些細なことで怒ったり、子どもや配偶者等に暴力を振るったりする場合があります。
- 4 自殺：ギャンブル等にのめり込むことにより生じた問題（金銭問題や健康問題等）を解決できなくなり、精神的に追い込まれ、自殺に至る場合があります。
- 5 犯罪：ギャンブル等にのめり込むことにより、賭金等の確保や借金の返済などのために、横領や窃盗、違法賭博等の犯罪行為を行う場合があります。

千葉県におけるギャンブル等依存症対策推進計画の体系

基本理念

- ・ ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずる。
- ・ ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援する。
- ・ 多重債務、貧困、家庭不和・虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、これらの問題に関する施策との有機的な連携を図る。

切れ目のない支援体制の構築

発症予防

進行予防

再発予防

普及啓発

➡ P14-15

- ・ 県民だよりや県ホームページへの掲載、パンフレットの配布
- ・ 相談窓口の周知及び講演会の実施
- ・ ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～5月20日）での重点実施

相談支援

➡ P18-20

- ・ 当事者、家族等からの相談に対応
- ・ 相談拠点機関の設置
- ・ 専門相談の実施

社会復帰支援

➡ P21

- ・ 回復のための支援の実施
- ・ 自助グループ等へのつなぎ

予防教育

➡ P16

- ・ 学校教育における指導の促進
- ・ 高校生への啓発冊子の配布、予防教育や講演会の実施

治療支援

➡ P22

- ・ 専門治療機関、治療拠点機関の指定
- ・ 依存症治療プログラムの実施

民間団体との連携

➡ P23

- ・ 県ホームページでの民間団体の活動紹介、民間団体や自助グループ等との連携
- ・ 依存症相談拠点機関及び依存症治療拠点機関における民間団体や自助グループ等との連携

アクセス制限

➡ P17

- ・ 本人及び家族の申告による入場制限、ネット投票制限
- ・ ATMの撤去

多重債務問題への支援

➡ P24-26

- ・ 多重債務問題への相談支援
- ・ 違法に行われるギャンブル等の取締りの強化
- ・ ゲーム及びインターネット依存に関する取組

基盤整備

➡ P27-28

- ・ 人材育成（支援者研修、医療従事者研修、事業所従業員研修等）
- ・ 包括的な連携協力体制の構築

第2章 ギャンブル等依存症の状況

I 関係事業者の状況

1 千葉県内の公営競技の状況

本県内は以下の公営競技が行われています。また、場外での馬券や車券を発売する施設も複数あります。

施設名	所在地	競馬	競輪	オートレース	モーターボート競走
中山競馬場	(船橋市)	○			
船橋競馬場	(船橋市)	○			
千葉競輪場	(千葉市)		○		
松戸競輪場	(松戸市)		○		
ボートピア習志野 【競艇場外発売場】	(習志野市)				○
サテライト船橋【場外車券売場】 オートレース船橋【場外車券売場】	(船橋市)		○	○	
サテライト成田【場外車券売場】 f-keiba成田・J-PLACE成田 【場外勝馬投票券発売所】 オートレース成田【場外車券売場】	(成田市)	○	○	○	
ボートピア市原【競艇場外発売場】 サテライト市原【場外車券売場】	(市原市)		○		○
f-keiba木更津・J-PLACE木更津 【場外勝馬投票券発売所】	(木更津市)	○			

(1) 千葉県の競馬場

ア 中山競馬場の状況

中山競馬場は千葉県船橋市にある中央競馬を施行する競馬場で、参加者数及び発売金は下記のとおりです。

なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により参加者数、発売金ともに減少しています。

表1 中山競馬場における馬券売上と参加者数（平成28年度から令和2年度まで）

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
参加者数	開催日	1,101,593	1,079,140	1,067,615	1,089,686	221,610
	場外発売日	925,700	885,490	844,667	797,835	152,100
参加者合計		2,027,293	1,964,630	1,912,282	1,887,521	373,710
発売金	開催日	27,895,027,900	26,594,492,700	26,031,319,900	25,480,741,100	5,599,379,100
	場外発売日	21,554,535,300	20,749,000,500	20,017,581,000	18,183,019,900	2,935,218,800
馬券売上合計		49,449,563,200	47,343,493,200	46,048,900,900	43,663,761,000	8,534,597,900

単位：馬券売上（円）、参加者数（人）

出典：日本中央競馬会

図1 中山競馬場における馬券売上と参加者数の推移

（平成28年度から令和2年度まで）



なお、日本中央競馬会では、中山競馬場を含む全国10カ所の競馬場で施行する中央競馬について、全国でのインターネット発売や場外発売も行っており、全体の発売金等は以下（参考）のとおりである。

（参考）日本中央競馬会発売金（海外競馬発売金は除く）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
現金投票	936,349,902,000	911,481,414,800	879,312,051,900	860,316,544,100	217,409,155,000
電話・インターネット投票	1,742,584,736,700	1,847,253,769,300	1,925,973,443,400	2,033,617,549,400	2,775,341,153,400
合計	2,678,934,638,700	2,758,735,184,100	2,805,285,495,300	2,893,934,093,500	2,992,750,308,400

イ 船橋競馬場の状況

船橋競馬場は千葉県船橋市にある地方競馬を施行する競馬場で、入場者は新型コロナウイルスの影響により減少傾向となっているものの、インターネット投票数の増加により、参加者数と売り上げは共に増加の傾向にあります。

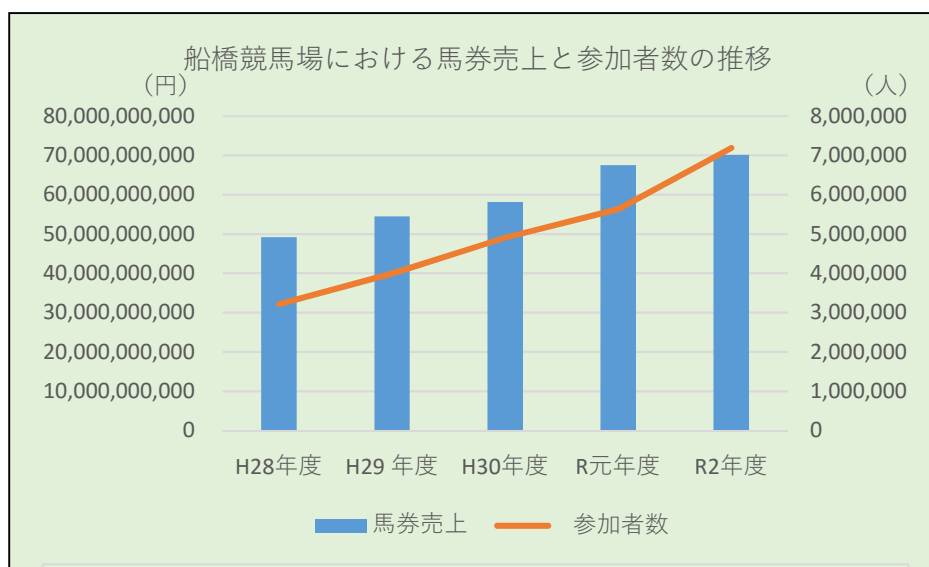
表2 船橋競馬場における馬券売上と参加者数（平成28年度から令和2年度まで）

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
入場者数	本場	168,736	189,906	173,160	196,341	1,066
	場外	5,499	5,649	未集計	未集計	0※
インターネット投票		29,841,459,030	35,687,795,620	40,800,498,010	51,295,004,140	65,734,772,860
参加者合計		3,213,521	3,998,914	4,910,538	5,633,155	7,193,557
馬券売上		49,141,395,830	54,469,806,920	58,163,566,710	67,513,017,540	70,088,276,860

単位：馬券売上（円）、参加者数（人）

※ 無観客開催により外向投票所での発売を行っていないため。

図2 船橋競馬場における馬券売上と参加者数の推移（平成28年度から令和2年度まで）



(2) 千葉県の競輪場

ア 千葉競輪場の状況

千葉競輪場は千葉県千葉市中央区にある競輪場で、施行者は千葉市です。

競輪場の改修期間中（平成30年度から令和2年度まで）は、他場を借り上げて市営競輪を開催していたため、場外車券売場の入場者数は、減少しています。

また、車券売上は、平成30年度以降は横ばいですが、新型コロナウイルス感染症の影響で、インターネット・電話投票の割合は増加傾向にあります。

表3 千葉競輪場における車券売上と入場者数（平成28年度から令和2年度まで）

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
入場者数	本場	53,355	52,626	— 借上開催	— 借上開催	— 借上開催
	場外	350,346	303,730	318,730	230,834	163,690
車券売上		11,490,000,000	11,040,000,000	7,540,000,000	8,730,000,000	7,740,000,000
インターネット・電話投票（売上） （車券売上の内数）		3,390,000,000	3,730,000,000	2,560,000,000	3,110,000,000	4,560,000,000

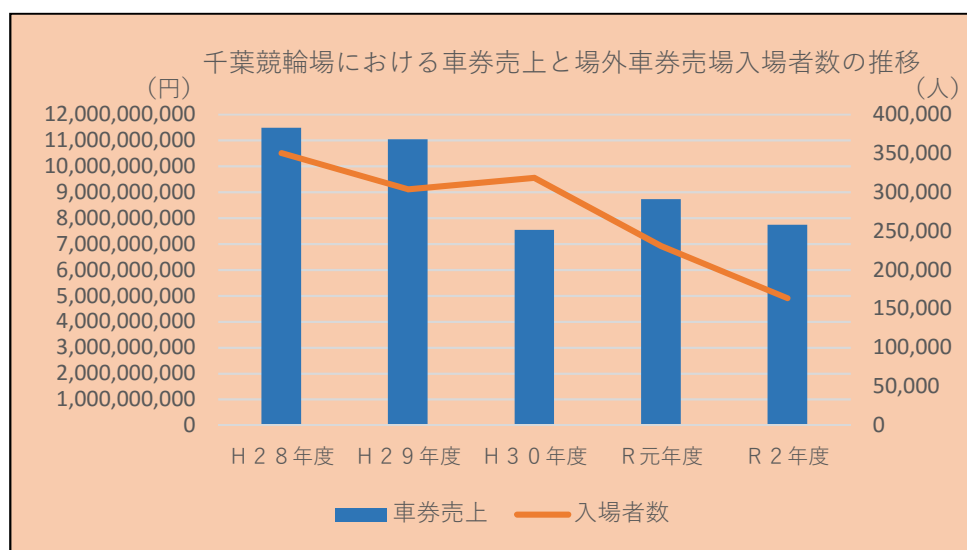
単位：車券売上、インターネット・電話投票（円）、入場者数（人）

出典：千葉市

※ 改修後（令和3年10月）の新施設においては、車券発売はインターネットのみで、場外車券発売は行っていません。

図3 千葉競輪場における車券売上と場外車券売場入場者との推移

（平成28年度から令和2年度まで）



イ 松戸競輪場の状況

松戸競輪場は千葉県松戸市にある競輪場で、主催者は松戸市です。

入場者は特別競輪などの開催や年末年始などの多数の来場が見込める日程等によって左右され、年度によって異なります。

入場者数と車券売上は、開催日、グレード等により、変動傾向にあります。

表4 松戸競輪場における車券売上と入場者数（平成28年度から令和2年度まで）

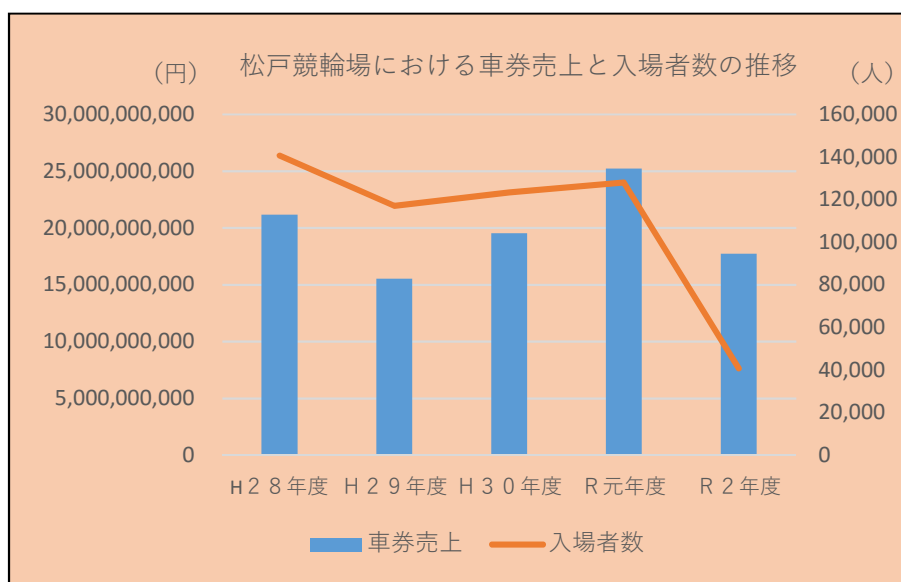
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
入場者数	140,659	117,051	123,343	128,117	40,795
車券売上	21,163,110,800	15,534,090,900	19,526,710,400	25,216,261,500	17,719,297,400

単位：入場者数（人）、車券売上（円）

出典：松戸市営競輪の概要

図4 松戸競輪場における車券売上と入場者数との推移

（平成28年度から令和2年度まで）



2 千葉県内のぱちんこ事業者の状況

ぱちんこ店の営業に当たっては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づき警察署への申請を行い、公安委員会の許可を得ることが必要で、令和3(2021)年9月末現在の千葉県内の遊技場(ぱちんこ・パチスロ)は361店舗であり、近年減少傾向にあります。

この店舗のぱちんこ遊技機、パチスロ(回胴式遊技機)の設置台数はいずれも店舗数の減少に伴い、減少傾向にあります。

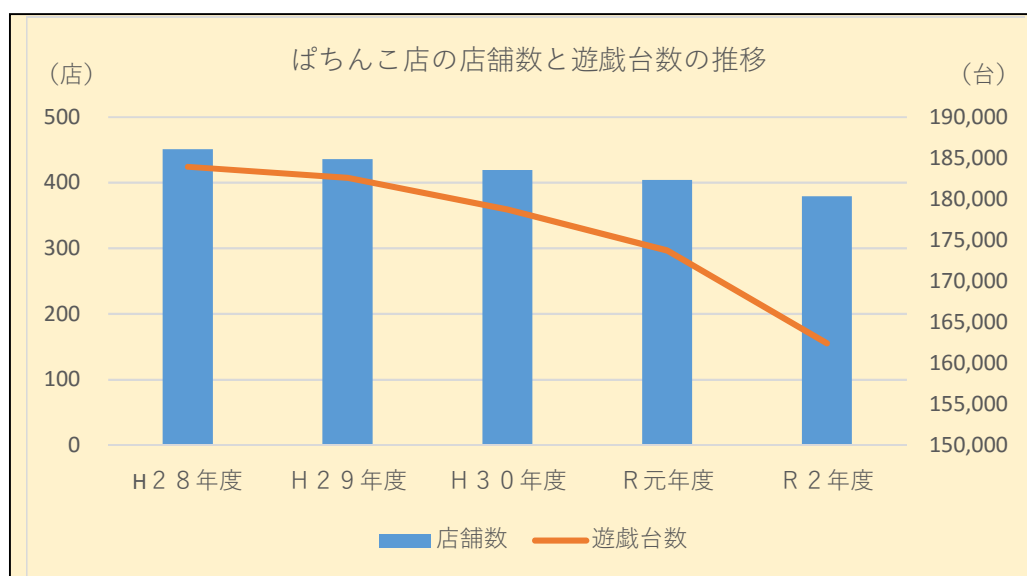
表5 ぱちんこ店の店舗数と遊技台数(平成28年度から令和2年度まで)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
店舗数	451	436	419	404	379
遊技台数 (ぱちんこ遊技機)	113,031	111,490	107,627	104,915	98,324
遊技台数 (回胴式遊技機)	70,913	71,107	71,102	68,811	64,104

単位：店舗数(店)、遊技台数(台)

出典：全日本遊技事業協同組合連合会(全日遊連¹)

図5 ぱちんこ店の店舗数と遊技台数の推移(平成28年度から令和2年度まで)



※図5内の「遊技台数」は、表5のぱちんこ遊技機と回胴式遊技機を合わせた数。

¹ 内閣総理大臣認可(国家公安委員会・警察庁管轄)

II 全国及び千葉県におけるギャンブル等依存症の状況

1 全国の状況

平成29年度に、国立研究開発法人日本医療研究開発機構は、国内のギャンブル等依存症についての疫学調査を行いました。その結果では、調査対象者のうち、過去1年以内にギャンブル等の経験のある「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合を成人の0.8%（全国で約70万人）と推計し、また生涯を通じてギャンブル等の経験のある「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合を成人の3.6%（全国で約320万人）と推計しています。

また、厚生労働省の平成29年度の精神保健福祉資料において、ギャンブル等依存症の診断名による外来患者数は3,499人¹、入院患者数は280人²となっています。

2 千葉県の状況

1に記した疫学調査を基に、本県の対象人口（20歳から74歳まで）約446万人³から換算すると、本県で過去1年以内にギャンブル等の経験のある「ギャンブル等依存が疑われる者」は約3万5千人、生涯を通じてギャンブル等の経験のある「ギャンブル等依存が疑われる者」は約16万人と推計されます。

一方、1に記した平成29年度の精神保健福祉資料において、千葉県におけるギャンブル等依存症の診断名による外来患者数は15人となっており、ギャンブル等依存症が疑われる者のうち医療が必要な人の大多数が、治療を受けていない現状が考えられます。

ギャンブル等依存が疑われる者の推計値			
対象人口(20歳から74歳)	推計値	全国※1	千葉県※2
過去1年以内にギャンブル等の経験のある者	0.8%	約70万人	約3万5千人
生涯を通じてギャンブル等の経験のある者	3.6%	約320万人	約16万人

※1 国立研究開発法人日本医療研究開発機構障害者対策総合研究開発事業「ギャンブル障害の疫学調査、生物学的評価、医療・福祉・社会的支援のありかたについての研究 2016年度～2018年度」より
 ※2 上記「1」の推計値をもとに、本県の対象人口(令和3年8月1日時点)で試算した数値

ギャンブル等依存症の診断名により治療を行っている患者数					
区分	全国・千葉県	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
ギャンブル等依存症	外来患者数	全国	2,652人	2,929人	3,499人
		千葉県	24人	15人	15人
	入院患者数	全国	243人	261人	280人
		千葉県	0-9人	0-9人	0-9人

※1 入院は依存症を理由に精神病床に入院している患者数。外来は1回以上精神科を受診した患者数(「平成29年度精神保健福祉資料」より)
 ※2 「0-9」は少ない数値の表示方法であり、特定数の表示が不可を意味する(厚生労働省ナショナルデータベース「留意点」より)

¹ 平成29年6月30日時点で外来通院していた患者数

² 平成29年6月30日時点で入院していた患者数

³ 千葉県年齢別・町丁字別人口令和3年度の令和3年4月1日時点の人口に占める対象人口を、千葉県毎月常住人口調査月報：令和3年8月1日現在の人口（6,282,457人）から試算(出典：千葉県ホームページ「統計情報の広場」)

Ⅲ ギャンブル等依存症対策の対象

1 法律上の定義

基本法第2条では、ギャンブル等依存症を「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」と定義しています。なお、本計画においても、同様に定義しています。

2 医学上の定義

精神科の診断基準には、ICD及びDSMがあり、これらの基準に基づき、ギャンブル等依存症の診断が行われています。ギャンブル等依存症は、ICD-10¹の分類では「病的賭博」に、DSM-5²の分類では「ギャンブル障害」に位置付けられている精神疾患であり、我が国では、ICD-10の基準による診断が主流となっています。

¹ 世界保健機構（WHO）が身体・精神疾患に関する世界共通の分類を目指して作成した「国際疾病分類」の第10版

² アメリカ精神医学会が作成した精神疾患の診断基準である「精神疾患の分類と診断の手引き」の第5版

第3章 取り組むべき具体的施策

I ギャンブル等依存症の発症予防

【現状と課題】

ギャンブル等依存症の発症予防、進行予防、再発予防のため、県精神保健福祉センターのホームページで、「ギャンブル等依存症について」のページを作成し、相談日等の案内を掲載するなどの普及啓発に努めています。

しかし、相談支援につながる人が少ない現状があるため、普及啓発の手段及び機会を拡大し、県民がギャンブル等依存症問題についての関心や理解を深めるための取組が必要です。

【具体的施策】

1 ギャンブル等依存症問題に関する普及啓発

県民にギャンブル等依存症問題について関心を持ってもらえるよう、ホームページでの情報発信のほか、県民だよりへの掲載、駅の県政情報コーナーや関係機関へのパンフレットの配架等、様々な手段を活用して積極的な普及啓発に取り組みます。

また、基本法で毎年5月14日から5月20日までは「ギャンブル等依存症問題啓発週間」（以下「啓発週間」という。）と定められており、特にこの期間は重点的に普及啓発を実施します。

(1) 自治体における取組²

- ・ 千葉県ホームページに、依存症相談窓口や講演会の開催、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関など、ギャンブル等依存症に関する各種情報を掲載し、周知します。

(県障害者福祉推進課) (県精神保健福祉センター)

- ・ 啓発週間に、国の啓発週間啓発用リーフレットを関係機関及び市町村へ配布するほか、千葉県ホームページに啓発週間のページを作成し、各種情報を掲載します。

(県精神保健福祉センター)

- ・ 啓発週間に、国の啓発週間啓発用リーフレットを県庁舎内にパネル展示等を行います。

(県障害者福祉推進課)

¹ 「ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年10月施行）」において、毎年5月14日から5月20日は「ギャンブル等依存症問題啓発週間」と定められており、各関係機関において、チラシ配布、ポスター掲示、大型スクリーンによる相談窓口の案内などを行っている。

² 第3章における【具体的施策】は国の基本計画等に準じて、自治体の取組、公営競技事業所の取組、ばちんこ事業者の取組、民間団体の取組みの順に掲載する。

- ・ 県内公立高校等の教職員や生徒への依存症に関する知識の周知を行います。
(県教育委員会学校安全保健課)

(2) 公営競技事業所における取組

- ・ 会場やレース開催告知ポスター、イベント告知のチラシや自動販売機などに注意喚起標語等を掲載するほか、ギャンブル等依存症を解説したリーフレットを作成し、配布します。
- ・ 会場内の掲示物やホームページで「ギャンブル等依存症相談窓口」の周知を行います。
- ・ ギャンブル等依存症問題啓発週間に、啓発週間ポスターの作成等、ギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深める取組を行います。

(競馬・競輪・オートレース・競艇)

(3) ぱちんこ事業者における取組

- ・ 「リカバリーサポート・ネットワーク」(ぱちんこ等の全国相談窓口) 電話相談窓口をポスター等により各店舗で周知します。
- ・ 遊技業協同組合の公式ホームページで、ギャンブル等依存症相談窓口を周知します。

(千葉県遊技業協同組合)

(4) 民間団体における取組

- ・ 一般市民向け啓発セミナーやギャンブル等依存症家族相談会の開催、SNSによる啓発動画やドラマの発信、啓発冊子の作成や配布を行います。

(ギャンブル依存症問題を考える会 千葉)

- ・ 家族向けのテキストを作成し関係機関へ配布するとともに、啓発セミナーや家族向け勉強会を開催します。

(全国ギャンブル依存症家族の会 千葉)

- ・ ギャンブル等依存症当事者及び家族による体験発表やセミナーを開催します。
(GA・ギャマノン)

- ・ 日本貸金業協会ホームページトップの大型バナーに「ギャンブル依存度チェック(あなたの依存度は?)」を、普及啓発期間中に掲載します。

(日本貸金業協会)

2 ギャンブル等依存症問題に関する予防教育

学校教育において、平成30年3月告示の新高等学校学習指導要領の保健体育科の指導内容として、新たに精神疾患を取り上げることとなり、平成30年7月公表の新学習指導要領解説において、精神疾患の一つとしてギャンブル等依存症も含めた依存症についても指導内容に含まれることとなりました。その指導内容については、令和4年度の入学生より年次進行で実施されることとなりました。

(1) 自治体における取組

- ・ 新学習指導要領の内容の周知や、ギャンブル等依存症も含めた依存症の知識を深めるための参考資料の作成・普及等により、教員のギャンブル等依存症に対する理解を深め、学校教育における指導を促します。

(県教育委員会学校安全保健課)

- ・ 高校生以上を対象とした依存症啓発冊子を作成し、県内公立高校を対象に、希望に応じて配布します。

(県精神保健福祉センター)

(2) ぱちんこ事業者における取組

- ・ 従業員に対するギャンブル等依存症に関する正しい知識等を教育する「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」講習を実施します。

(千葉県遊技業協同組合)

(3) 民間団体における取組

- ・ 県内の高等学校における生徒向けの予防教育やPTA向けの講演会の実施、企業向け予防教育冊子の作成、配布を行います。
- ・ ギャンブル等依存症の啓発ドラマを作成しTwitter及びYouTubeにて、発信します。

(ギャンブル依存症問題を考える会 千葉)

- ・ 民間企業や関係機関に対し、講演を行います。

(全国ギャンブル依存症家族の会 千葉)

- ・ ギャンブル等依存症当事者、家族による体験発表を行うセミナーを開催します。

(GA・ギャマノン)

3 ギャンブル等依存症者に対するアクセス制限

ギャンブル競技場等において、自由に入場できることや、競技場内にATMが設置されていることで、自由にお金をおろすことができ、ギャンブルを継続して行うことが可能となっている現状があります。

ギャンブル等依存症である者等がギャンブル等を行わないようにする対策が必要です。

(1) 公営競技事業所における取組

- ・ 本人及び家族の申告に基づき、入場制限を実施し、入場制限者と思われる者への声かけを実施します。
- ・ 本人及び家族からの申告に基づく、「インターネット投票制限及び利用額制限」を実施します。
- ・ 未成年者の馬券・車券等の購入を防止するため、20歳未満と思われる者に対し、場内モニターや場内放送での注意喚起及び警備員による声かけ、身分証明書等による年齢確認を実施します。
- ・ 競馬場等に設置しているATMの撤去¹に取り組みます。

(競馬、競輪、オートレース、競艇)

(2) ぱちんこ事業者における取組

- ・ 本人及び家族の申告による入場制限を実施します。
- ・ 未成年者の入店を防止するため、店内ポスターの掲示のほか、店内モニターや店内放送での注意喚起及び従業員による声かけ、年齢確認を実施します。
- ・ ATMの撤去等に取り組みます。

(千葉県遊技業協同組合)

¹ JRA 中山競馬場では、令和4年2月中に場内に設置されているATMの撤去を予定している。(計画策定時の状況により表現を修正)

II ギャンブル等依存症に関する相談、社会復帰支援

【現状と課題】

ギャンブル等依存症である者やその家族等が、治療や支援の窓口につながりにくい現状があります。必要な治療や支援を受けられるように、専門の相談窓口を設置し、必要に応じ、社会復帰支援サービスにつなげる必要があります。

【具体的施策】

1 ギャンブル等依存症に関する相談支援

平成30年4月に「依存症相談拠点機関」に位置付けた県精神保健福祉センターや、県保健所等において相談を実施します。

また、県精神保健福祉センターにおいて、電話や面接による専門相談支援や当事者向け治療回復プログラムを行います。

この他、関係機関においても様々な相談支援活動を行います。

(1) 自治体における取組

ア 県精神保健福祉センター等

- ・ 県精神保健福祉センターでは、職員による電話相談を行うほか、必要に応じて面接相談を実施します。(県精神保健福祉センター)
- ・ 千葉市在住の方には、千葉市こころの健康センターが同様の相談を実施します。

【関係機関一覧 31ページ参照】

イ 保健所等

- ・ 県保健所では、精神科医や専門職員による精神保健福祉相談（心の健康相談）を実施します。(県保健所)
- ・ 中核市（船橋市及び柏市）の保健所、千葉市の各区保健福祉センターにおいても同様の相談を実施します。【関係機関一覧 31、32ページ参照】

ウ 中核地域生活支援センター

制度の狭間や複合的な課題を抱えた方など地域で生きづらさを抱えた方に対して、24時間365日体制で、分野横断的に、包括的な相談支援・関係機関へのコーディネート・権利擁護等、広域的で高度な専門性をもった寄り添い支援を行います。(県健康福祉指導課)

【関係機関一覧 32、33ページ参照】

エ 県消費者センター

消費生活や多重債務、個人情報保護に関する相談を行います。

(県消費者センター)

【関係機関一覧 32 ページ参照】

オ 障害者就業・生活支援センター

障害者就業・生活支援センターにおいて、多重債務の問題などがあつた場合、生活困窮者自立相談支援事業所へつなげます。

(県障害福祉事業課・県産業人材課)

【関係機関一覧 33、34、35 ページ参照】

カ 生活困窮者自立相談支援機関¹

各市(町村にお住まいの方は最寄りの県保健所)が設置している相談窓口にて、経済的な問題などで生活にお困りの方を対象に、生活の安定に向けた自立支援を実施します。

(県健康福祉指導課)

【関係機関一覧 35、36、37 ページ参照】

(2) 関連事業者における取組

- ・ 「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」において、のめり込みへの不安等についての相談を行います。

(競馬・競輪・オートレース・競艇)

- ・ 公益財団法人 J K A (Japan Keirin Auto race foundation)、全国競輪施行者協議会、他のサテライト競技場と連携しながら相談事業を中心とした取組を行います。

(競輪・オートレース)

- ・ 「リカバリーサポート・ネットワーク」(ぱちんこ等の全国相談窓口)において電話相談を行います。

(千葉県遊技業協同組合)

¹ 平成 27 年 4 月から生活困窮者自立支援法が施行され、新たに創設された制度で、既存の制度では十分に対応できなかった生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、自立相談支援等を実施することで、「自立の促進」を図ることを目的としています。

(3) 民間団体における取組

- ・ 365日電話相談を受け付けるほか、当事者や家族の個別相談、家族向け相談会、関係機関への同行支援や連携要請を行います。

(ギャンブル依存症問題を考える会 千葉)

【関係機関一覧 33ページ参照】

- ・ 365日電話相談を受け付けるほか、当事者や家族の個別相談、関係機関への連携要請を行います。

(全国ギャンブル依存症家族の会 千葉)

【関係機関一覧 33ページ参照】

- ・ ミーティング開催情報をホームページにて発信し、県内各所でミーティングを開催します。

(GA・ギャマノン)

【関係機関一覧 39ページ参照】

- ・ 県社会福祉協議会の「日常生活自立支援事業」において、各市町村社会福祉協議会が相談を行います。

(県社会福祉協議会)

- ・ 「借金は整理できたが、家計管理が苦手な今後の生活が不安」「依存的な行動(ギャンブル等)が治らない」といったケースに、多重債務の再発防止を目的とした「生活再建支援カウンセリング」を行います。

(日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター)

- ・ 「こころの電話相談¹⁾」及び「千葉市男性電話相談²⁾」を実施します。

(千葉県公認心理師協会)

¹⁾ ギャンブル等依存症の専用の相談窓口ではない。

²⁾ 注釈1と同様

2 ギャンブル等依存症者への社会復帰支援

ギャンブル等依存症は適切な医療や支援により回復が十分可能である一方、ギャンブル等依存症である者等が依存症であるという認識を持ちにくいという特性があります。

このため、自助グループを含む民間団体の取組は、ギャンブル等依存症からの回復に重要な役割を担っているため、必要に応じて、それらの活動に繋げ、円滑な社会復帰を進める必要があります。

(1) 自治体における取組

- ・ 「ギャンブル等依存症に関する機関情報」冊子を作成し、関係機関が円滑に支援先を紹介できるよう取り組みます。
- ・ 「依存症家族講演会」を開催し、その中で、民間団体や自助グループ等の関係機関の活動を紹介します。

(県精神保健福祉センター)

(2) 民間団体における取組

- ・ ギャンブル等依存症当事者や家族の個別相談、自助グループへの同行支援、回復施設や関係機関との連携、協力雇用主の拡大や啓発を行います。

(ギャンブル依存症問題を考える会 千葉)

- ・ 家族の個別相談、医療機関や関係機関との連携を行います。

(全国ギャンブル依存症家族の会 千葉)

- ・ ミーティング開催情報をホームページにて配信し、県内各所でミーティングを開催します。

(GA・ギャマノン)

- ・ 県社会福祉協議会の「日常生活自立支援事業」において、各市町村社会福祉協議会が相談を行います。

(県社会福祉協議会)【再掲】

Ⅲ ギャンブル等依存症者に対する治療支援

【現状と課題】

ギャンブル等依存症は、適切な治療と支援により回復が十分可能な疾患である一方で、専門医療機関や専門医師の不足等から、依存症患者が必要な支援を受けられていない状況があります。このため、依存症に対応することのできる医療機関を確保することが必要です。

【具体的施策】

平成29年6月13日に厚生労働省から、依存症患者が地域で適切な医療を受けられるようにするために、ギャンブル等依存症に関する治療を行っている専門医療機関（以下「依存症専門医療機関」という。）及び治療拠点となる医療機関（以下「依存症治療拠点機関」という。）に関する考え方や選定基準が示されました。

本県では、この選定基準に基づき、令和元年12月に、依存症専門医療機関として、船橋北病院（船橋市）と秋元病院（鎌ヶ谷市）を、依存症治療拠点機関として船橋北病院を指定しました。今後も依存症専門医療機関の拡充を図っていきます。

1 依存症専門医療機関における治療支援

- ・ ギャンブル等依存症者の専門的治療機関として、依存症治療プログラムや家族向け回復プログラムを実施し、早期回復への支援に取り組みます。

（船橋北病院・秋元病院）

【関係機関一覧 37ページ参照】

2 依存症治療拠点機関における治療支援

- ・ 医療従事者を対象とした研修を実施するなど、依存症医療の均てん化や関係機関とのネットワーク化に取り組みます。

（船橋北病院）

【関係機関一覧 37ページ参照】

IV ギャンブル等依存症に係る民間団体との連携

【現状と課題】

自助グループをはじめとする民間団体は、ギャンブル等依存症からの回復に重要な役割を担っており、県内各地域で活動していますが、ギャンブル等依存症者やその家族にその活動が十分に周知されていません。民間団体の活動の認知を高める必要があります。

【具体的施策】

1 自治体における取組

- ・ 千葉県ホームページにおいて民間団体の活動を紹介し、「依存症家族講演会」を開催するなかで、民間団体や自助グループ等の活動を紹介します。【再掲】
- ・ 「ギャンブル等依存症に関する機関情報」冊子を作成し、関係機関が円滑に支援先を紹介できるよう取り組み、民間団体や自助グループ等と連携を図ります。【再掲】
(県精神保健福祉センター)
- ・ 依存症相談拠点機関が実施する「依存症家族講演会」や依存症治療拠点機関が実施する当事者・家族教室等において、民間団体や自助グループ等と適宜連携を図ります。
(県精神保健福祉センター・船橋北病院)

2 関連事業者における取組

- ・ ギャンブル等依存症問題の対策を進めている民間団体に対する補助事業を実施します。
(競馬・競輪・オートレース・競艇)

【補助事業の概要】

団体名	補助事業名	概要
中央競馬	事業費（備品等の購入、施設の設置、増改築及び各種修繕工事等に関する事業費）の助成。 助成限度額：総事業費の4分の3以内	社会福祉法人、社会福祉事業を行っている公益財団法人、公益社団法人等、社会福祉事業を行っている特定非営利活動（NPO）法人を対象に、助成を実施。
公益財団法人 JKA	競輪とオートレースの補助事業	社会的課題の解決に取り組む活動の支援を支援。
一般社団法人パチンコ・パチスロ 社会貢献機構	POSC社会貢献活動支援のための助成	特別助成として「パチンコ・パチスロ依存問題の予防と解決に取り組む研究機関への、研究成果周知に対する支援助成対象事業」を実施。

V ギャンブル等依存症者に対する多重債務問題への支援

【現状と課題】

ギャンブル等依存症者は賭金等を確保するために、複数の金融機関等から借金を行うことがあり、この返済が困難になることで、生活費を使い込むなど、生活困窮になる場合や困窮に至らないまでも、生活の建て直しが課題となります。

また、返済が困難な状況にも関わらずギャンブル等に依存し違法なギャンブル等に手を出してしまう可能性もあり、これらの取締りも重要な課題となります。

加えて、オンラインゲームやインターネットゲームなどでも依存性が高いものがあり、ゲームを進めていくための課金により多重債務などの問題が発生する場合があります。

【具体的施策】

生活支援の開始が遅れることで、返済額が増え、多重債務の問題が生じるほか、家族等との関係性の悪化につながり、様々な問題が生じるため、早期からの支援が重要となります。

多重債務問題は、借金をしないことはもちろん、返済困難となった場合の対応なども含めた適切な支援策が必要となります。

1 多重債務問題への相談支援

(1) 自治体における取組

- ・ 消費生活や多重債務、個人情報保護に関する相談支援を実施します。

(県消費者センター)

(2) 民間団体における取組

- ・ 家族教室や家族セミナーを開催し、家族の対応方法について助言し、当事者・家族が、落ち着いて家計の見直しをすることができるよう、家族間の話し合いの仲介役も行います。

(ギャンブル依存症問題を考える会 千葉)

- ・ 生活福祉資金等の貸付パンフレット・リーフレットを関係機関等へ配架し早期に相談につながる取組を行います。

(県社会福祉協議会)

- ・ 消費生活センター等に貸付自粛制度の周知ポスターや「多重債務者相談マニュアル」を配付します。
- ・ 令和4年4月からの成年年齢の引下げに伴い、大学の入学式や自動車教習所等にて、金融トラブル及び貸付自粛制度の周知関係資料(貸付自粛ポスター・リーフレット等)の配付を進めます。

(日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター)

- ・ 多重債務に関する電話相談を実施します。

(法テラス千葉)

- ・ 債務整理等に関する相談会、電話相談を実施します。

(千葉県司法書士会)

2 違法に行われるギャンブル等の取締りの強化

【現状と課題】

千葉県警察においては、違法な風俗営業店やギャンブル等の厳正な取締りを推進しており、令和3年9月末現在、警察では、県公安委員会の承認を受けず、数台のパチンコ台の遊技くぎをハンマーでたたいて幅を変更するなどしたパチンコ店を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反として立件したほか、射幸心をそそるポスターを掲示した店舗等への行政処分を実施しています。

厳正な取締りにもかかわらず、違法な賭博事犯等が依然として発生しており、また、警察の取締りから逃れるための対策も巧妙化しています。

【具体的施策】

(1) 警察における取組

警察においては、引き続き、違法な店舗や射幸心をそそる広告等に係る情報の収集に努めるとともに、厳正な取締りを実施し、違法ギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を推進していきます。

(千葉県警察本部風俗保安課)

3 ゲーム及びインターネットへの依存に関する取組

【現状と課題】

ゲームやインターネットを、持続的、反復的に行うことで、使用時間などをコントロールできず、日常生活や社会生活に重大な支障をもたらすことや、ゲームを進めるために多額の課金を行うことなどのゲーム・インターネット依存の問題についての対策にも、取り組んでいく必要があります。

【具体的施策】

(1) 自治体における取組

県では、精神保健福祉センターや各保健所において、ゲーム障害に関する相談を受け付けており、教育現場からの相談にも対応しています。また、県精神保健福祉センターでは、「ゲーム・ネットへの依存」も含めた依存症の啓発用冊子を作成し、県内公立の高等学校に配布しています。

今後は、県や精神保健福祉センターで実施している講演会等において、ゲームやインターネットをテーマとして取り上げるなど対策を推進していきます。

(県精神保健福祉センター・県保健所)

VI ギャンブル等依存症対策の基盤整備

【現状と課題】

ギャンブル等依存症の早期発見・早期対応が課題となるため、専門機関につなぐほか、適切にかつ継続的に関わることができる、地域の支援者人材の育成が必要です。

また、本計画を確実に進めていくため、関係機関による包括的な連携協力体制を構築するなど、ギャンブル等依存対策の基盤整備を図っていく必要があります。

【具体的施策】

(1) 自治体における取組

- ・ 千葉県弁護士会、千葉司法書士会、千葉県警察、多重債務者支援団体、自治体等を構成員とする「千葉県多重債務問題対策本部」を設置しており、引き続き構成機関等と連携して、①多重債務に関する相談窓口等の周知・広報、②相談体制の連携・強化、③無料相談会の開催、④ヤミ金融事犯取締り強化等に取り組みます。

(県くらし安全推進課・県消費者センター)

- ・ 地域での依存症の早期発見や適切な対応ができる人材を育成するための支援者研修や、関係機関との情報交換や連携体制構築のための連携会議を開催します。

(県精神保健福祉センター)

- ・ 県内のギャンブル等依存症治療の均てん化並びに関係機関とのネットワーク化を図り、県内のギャンブル等依存症医療提供体制の整備を図ることを目的として、医療機関に勤務する医療従事者等を対象とした研修を行います。

(船橋北病院)

- ・ 「ギャンブル等依存症対策推進協議会」を設置し、計画の適切な進行管理を行う中で、各関係機関との包括的な連携協力体制を構築します。

(県障害者福祉推進課)

(2) 関連事業者における取組

- ・ ギャンブル等依存症に関する相談があった場合に、円滑に対応できるよう従業員研修を企画したり、団体が主催する研修会に参加したりすることで人材の育成に努めます。

(競馬・競輪・オートレース・競艇)

(3) ぱちんこ事業者における取組

- ・ 従業員に対するギャンブル等依存症に関する正しい知識等を教育する「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」講習を実施することで人材の育成に努めます。

(千葉県遊技業協同組合)

(4) 民間団体における取組

- ・ 関係機関の支援者に向けたセミナーを開催し、人材育成を行います。

(ギャンブル依存症問題を考える会 千葉)

VII ギャンブル等依存症対策における数値目標

(1) 自治体における目標

- ・ 依存症専門医療機関数の増加を図ります。

指標	現状 (令和3年度)	中間目標 (令和6年度)	目標 (令和9年度)
依存症専門医療機関数	2か所	3か所	4か所

(県障害者福祉推進課)

- ・ 相談拠点機関における治療回復プログラム参加者数の増加を図ります。

指標	現状 (令和2年度)	中間目標 (令和6年度)	目標 (令和9年度)
プログラム終了者数	21人	27人	32人

※各年度4月1日から3月31日までの実人員

(県精神保健福祉センター)

(2) 治療機関における目標

- ・ 依存症専門医療機関における診察者数の増加を図ります。

指標	現状 (令和2年度)	中間目標 (令和6年度)	目標 (令和9年度)
外来診察件数(実人員)	103人	130人	150人
外来診察件数(延人員)	1238人	1600人	1800人

※各年度4月1日から3月31日までの診察件数(全専門医療機関の合計の実人員)

(船橋北病院・秋元病院)

- ・ 依存症治療拠点機関における治療回復プログラム参加者数の増加を図ります。

指標	現状 (令和2年度)	中間目標 (令和6年度)	目標 (令和9年度)
プログラム終了者 (実人員)	57人	70人	90人
プログラム終了者 (延人員)	175人	230人	260人

※ 各年度4月1日から3月31日までの実人員

(船橋北病院)

第4章 推進体制

I 関連施策との有機的な連携・推進体制

ギャンブル等依存症対策の推進に当たっては、ギャンブル等依存症問題に関する他の関連施策との有機的な連携が図られるよう、関係機関が相互に必要な連絡・調整を行うとともに、以下の計画との調和を保ち、推進します。

【有機的な連携が必要な関連施策等】

- ・ 千葉県総合計画
- ・ 千葉県保健医療計画
- ・ 健康ちば21
- ・ 千葉県障害者計画
- ・ 千葉県アルコール健康障害対策推進計画
- ・ 千葉県自殺対策推進計画

II ギャンブル等依存症対策推進協議会

計画を着実に推進するため、計画の目標の達成状況や施策の進捗状況については、有識者等により構成されるギャンブル等依存症対策推進協議会を設置し、意見聴取を行うことにより、適切に進行管理を行います。

III 計画の見直し

基本法第13条第3項の規定により、「少なくとも三年ごとに、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。」とされていることから、令和6年度に、中間見直しを行います。

なお、国の基本計画（平成31年度から令和3年度までの概ね3年間）の新たな改定を踏まえ本計画の変更が必要となった場合や、本計画に位置付けた取組の進捗状況や社会情勢の変化など、計画期間が終了する前であっても必要に応じて見直しを行います。

【関係機関一覧】

1 相談機関一覧

(1) 依存症相談拠点機関

機関名	電話番号 (依存症相談電話専用)	受付
千葉県精神保健福祉センター	043 (263) 3892	月-金 午前10時から午後5時まで (祝祭日、年末年始を除く) 対象：千葉県在住、在勤（千葉市在住を除く）のご本人、ご家族、支援機関の方
千葉市こころの健康センター	043(204)1582	月-金 午前10時から午後5時まで (祝祭日、年末年始を除く) 対象：千葉市在住、在勤のご本人、ご家族、支援機関の方

(2) 保健所 【受付時間】月曜日から金曜日（祝日・年末年始除く）9：00～17：00

名称	管轄市町村	電話番号
習志野保健所（健康福祉センター）	習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市	047(475)5152
市川保健所（健康福祉センター）	市川市、浦安市	047(377)1102
松戸保健所（健康福祉センター）	松戸市、流山市、我孫子市	047(361)2138
野田保健所（健康福祉センター）	野田市	04(7124)8155
印旛保健所（健康福祉センター）	成田市、富里市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、酒々井町、栄町	043(483)1136
香取保健所（健康福祉センター）	香取市、神崎町、多古町、東庄町	0478(52)9161
海匝保健所（健康福祉センター）	銚子市、旭市、匝瑳市	0479(72)1281
山武保健所（健康福祉センター）	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町	0475(54)0611
長生保健所（健康福祉センター）	茂原市、一宮町、睦沢町、白子町、長柄町、長南町、長生村	0475(22)5167
夷隅保健所（健康福祉センター）	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町	0470(73)0145
安房保健所（健康福祉センター）	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町	0470(22)4511

君津保健所（健康福祉センター）	木更津市、君津市、富津市、 袖ヶ浦市	0438(22)3744
市原保健所（健康福祉センター）	市原市	0436(21)6391
船橋市保健所	船橋市	047(409)2859
柏市保健所	柏市	04(7167)1254

(3) 千葉市の各区保健福祉センター

名称	管轄	電話番号
千葉市中央区保健福祉センター	中央区	043(221)2583
千葉市花見川区保健福祉センター	花見川区	043(275)6297
千葉市稲毛区保健福祉センター	稲毛区	043(284)6495
千葉市若葉区保健福祉センター	若葉区	043(223)8715
千葉市緑区保健福祉センター	緑区	043(292)5066
千葉市美浜区保健福祉センター	美浜区	043(270)2287

(4) 中核地域生活支援センター

圏域	名称	対象地域	電話番号
習志野	まるっと	習志野市・八千代市・ 鎌ヶ谷市	047(409)6161
市川	がじゅまる	市川市・浦安市	047(300)9500
松戸	ほっとねっと	松戸市・流山市・我孫子市	047(309)7677
野田	のだネット	野田市	04(7127)5366
印旛	すけっと	佐倉市・成田市・四街道 市・八街市・印西市・白井 市・富里市・印旛郡	043(308)6325
香取	香取 CCC	香取市・香取郡	0478(50)1919
海匝	海匝ネットワーク	銚子市・旭市・匝瑳市	0479(60)2578
山武	さんネット	東金市・山武市・大網白里 市・山武郡	0475(77)7531
長生	長生ひなた	茂原市・長生郡	0475(22)7859
夷隅	夷隅ひなた	勝浦市・いすみ市・夷隅郡	0470(60)9123

安房	ひだまり	館山市・鴨川市・ 南房総市・安房郡	0470 (28) 5667
君津	君津ふくしネット	木更津市・君津市・ 富津市・袖ヶ浦市	0439 (27) 1482
市原	いちはら福祉ネット	市原市	0436 (23) 5300

(5) ギャンブル依存症問題を考える会 千葉、全国ギャンブル依存症家族の会 千葉

機関名	電話番号	受付
ギャンブル依存症問題を考える会 千葉	070 (4501) 9625	3 6 5 日受付
全国ギャンブル依存症家族の会 千葉	090 (1404) 3327	3 6 5 日受付

(6) ギャンブル依存症問題を考える会 千葉、全国ギャンブル依存症家族の会 千葉

機関名	電話番号	受付
一般財団法人 ギャンブル依存症予防回復センター	0120 (683) 705	年中無休 2 4 時間受付

(7) 千葉県消費者センター

機関名	電話番号 (消費生活相談専用電話)	受付
千葉県消費者センター	047 (434) 0999	月一金：午前9時から午後4時30分まで 土：午前9時から午後4時まで

(8) 千葉県司法書士会

機関名	電話番号	受付
千葉県司法書士会	043 (246) 2666	月一土：午前9時から午後5時まで

(9) 障害者就業・生活支援センター

圏域市町村	名称	法人名	所在地
千葉市	千葉障害者キャリアセンター	NPO 法人 ワークス未来千葉	千葉市美浜区新港 43 043 (204) 2385
船橋市	大久保学園	(福) 大久保学園	船橋市豊富町 690-13 047 (457) 7380
市川市、浦安市	いちされん	NPO 法人	市川市南八幡 5-17-11

		いちされん	047 (300) 8630
習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市	あかね園	(福) あひるの会	習志野市茜浜 3-4-6 京葉測量(株)内 047 (452) 2718
松戸市、流山市、我孫子市	ビック・ハート松戸	(福) 実のりの会	松戸市西馬橋幸町 117 ロザール松戸 109 047-343-8855
柏市	ビック・ハート柏	(福) 実のりの会	柏市柏 3-6-21 柏ビル 302 04 (7168) 3003
野田市	はーとふる	(福) はーとふる	野田市鶴奉 7-1 野田市役所 1 F 04 (7124) 0124
成田市、佐倉市、四街道市、八街市、富里市、印西市、白井市、印旛郡	就職するなら明朗塾	(福) 光明会	八街市八街ほ 244 番地 62 043-488-5499
香取市、香取郡	香取就業センター	(福) ロザリオの聖母会	香取市高萩 1100-2 高萩福祉センター内 0478 (79) 6923
銚子市、旭市、匝瑳市	東総就業センター	(福) ロザリオの聖母会	旭市野中 3825 0479 (60) 0211
東金市、山武市、大網白里市、山武郡	山武ブリオ	(福) ワーナーホーム	大網白里市細草 3215-19 0475 (71) 3111
茂原市、長生郡	長生ブリオ	(福) ワーナーホーム	茂原市六ツ野 2796-10 0475 (44) 4646

勝浦市、いすみ市、夷隅郡	ピア宮敷	(福) 土穂会	いすみ市岬町桑田 341-1 0470 (87) 5201
館山市、鴨川市、南房総市、安房郡	中里	(福) 安房広域福祉会	館山市中里 291 0470 (20) 7188
木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市	エール	NPO 法人 ぽぴあ	木更津市中央 1-16-12 サンライズ中央 1F 0438 (42) 1201
市原市	ふる里学舎地域生活支援センター	(福) 佑啓会	市原市今富 1110-1 0436 (36) 7762

(10) 生活困窮者自立相談支援機関 自治体別相談窓口一覧

自治体名	窓口名	電話番号
千葉市(1)	千葉市生活自立・仕事相談センター中央	043-202-5563
千葉市(2)	千葉市生活自立・仕事相談センター花見川	043-307-6765
千葉市(3)	千葉市生活自立・仕事相談センター稲毛	043-207-7070
千葉市(4)	千葉市生活自立・仕事相談センター若葉	043-312-1723
千葉市(5)	千葉市生活自立・仕事相談センター緑	043-293-1133
銚子市	銚子市自立支援相談センター (ちょうしサポートセンター)	0479-24-0880 0120-240-737
市川市	市川市生活サポートセンターそら	047-704-0010
船橋市	船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」さーくる	047-495-7111
館山市	館山市社会福祉協議会	0470-23-5068
木更津市	福祉部自立支援課	0438-23-6716
松戸市	松戸市自立相談支援センター	047-366-0077
野田市	野田市パーソナルサポートセンター	04-7125-2212

自治体名	窓口名	電話番号
茂原市	長生ひなた	0475-36-3013
成田市	暮らしサポート成田	0476-20-3399
佐倉市	くらしサポートセンター佐倉	043-309-5483
東金市	東金ひと・しごと・くらしサポートセンターこころん	0475-50-4251
旭市	旭市社会福祉協議会	0479-57-3133
習志野市	らいふあっぷ習志野	047-453-2090
柏市	柏市地域生活支援センター（あいネット）	04-7165-8707
勝浦市	夷隅ひなた	0470-64-6380
市原市	いちほら生活相談サポートセンター	0436-37-3400
流山市	流山市くらしサポートセンターユーマット	04-7197-5690
八千代市(1)	福祉総合相談室	047-421-6732
八千代市(2)	くらしサポートチームふらっと	047-483-3021
我孫子市	社会福祉課生活相談担当	04-7185-1111 (内線 394)
鴨川市	鴨川市福祉総合相談センター	04-7093-1200
鎌ヶ谷市	生活支援相談窓口	047-445-1286
君津市	生活自立支援センターきみつ	0439-56-1245
富津市	くらしと仕事の相談支援センター	0439-32-1520
浦安市	総合相談窓口	047-351-1111
四街道市	くらしサポートセンター「みらい」	043-421-3003
袖ヶ浦市	自立相談支援室	0438-62-3159
八街市	社会福祉協議会	043-312-0766
印西市	いんざいワーク・ライフサポートセンター	0476-85-8267

自治体名	窓口名	電話番号
白井市	白井市くらしと仕事のサポートセンター	047-497-3650
富里市	自立生活支援窓口	0476-93-4193
南房総市	支援相談窓口	0470-44-3577
匝瑳市	生活支援相談窓口	0479-67-5200
香取市	香取自立支援相談センター	0478-79-0516
山武市	生活・就労相談室	0475-80-1301
いすみ市	自立相談支援センター	0470-87-8857
大網白里市	大網白里市生活相談センターCるーと	0475-77-8770
印旛郡	さかえ・しすいワーク・ライフサポートセンター	043-308-6332
香取郡	香取 CCC	0478-50-1919
山武郡	さんぶ生活相談センターリンクサポート	0475-77-7532
長生郡	長生ひなた	0475-36-3013
夷隅郡	夷隅ひなた	0470-64-6380
安房郡	ひだまり	0470-28-5667

2 治療機関一覧

(1) ギャンブル等依存症専門治療機関

ギャンブル等依存症に係る研修を受講した医師や看護師、作業療法士等が配置され、認知行動療法など、ギャンブル等依存症に特化した専門プログラムを有する治療を行うことができる医療機関です。

医療機関名	住所	電話番号
医療法人社団健仁会 船橋北病院	船橋市金堀町521-36	047(457)7151
医療法人梨香会 秋元病院	鎌ヶ谷市初富808-54	047(446)8100

(2) 依存症治療拠点機関（ギャンブル等依存症）

ギャンブル等依存症に係る専門的治療の普及や潜在的な患者の早期発見、早期支援を図る目的で県内の医療従事者を対象とした研修を実施するなど、依存症医療の均てん化や関係機関とのネットワーク化を図り、地域における依存症の医療連携体制の構築を進めるため、専門医療機関の中から治療の拠点機関となる医療機関として1か所選定しています。

保険医療機関名	住所	電話番号
医療法人社団健仁会 船橋北病院	船橋市金堀町521-36	047(457)7151

3 民間団体一覧

(1) 県内の自助グループ（当事者）

区分	グループ名	活動場所
GA (ジーエー) 当事者の集まり	ステップ津田沼	船橋市東部公民館他
	ちば八千代グループ	八千代台東南公民館他
	トリムタブ船橋	船橋市中央公民館他
	Costa稲毛	高洲コミュニティーセンター他
	行徳グループ	行徳公民館
	かしわグループ	柏キリスト教会他
	ちばグループ	市川市勤労福祉センター他
	千葉グループ女性会場	全日警ホール他
	そがグループ	蘇我コミュニティーセンター他
	そがグループ茂原本納	本納公民館他
	まつどグループ	松戸市民会館他

(2) 県内の自助グループ（家族会等の自助グループ及び民間団体）

区分	グループ名	活動場所
ギャマノン 家族の集まり	浦安	浦安市中央公民館他
	行徳ステップ	行徳公民館他
	船橋	船橋市中央公民館他
	船橋第2	船橋市中央公民館他
	蘇我	蘇我コミュニティーセンター他
	佐倉	ミレニアムセンター佐倉他
	松戸	新松戸市民センター他
	松戸南ステップ	松戸市民会館他
	柏	パレット柏他
	柏ステップ ナイト	パレット柏他
	千葉	千葉市中央コミュニティーセンター他
	西船ステップ	船橋市葛飾公民館他
家族会	ギャンブル依存症家族の会 千葉	船橋市中央公民館他

【参考資料】

(資料1) ギャンブル等依存症対策基本法（平成三十年法律第七十四号）

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等（第十二条・第十三条）
- 第三章 基本的施策（第十四条—第二十三条）
- 第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部（第二十四条—第三十六条）
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、ギャンブル等依存症がギャンブル等依存症である者等及びその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。第七条において同じ。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。

(基本理念)

第三条 ギャンブル等依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。
- 二 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携を図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮)

第四条 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係事業者の責務)

第七条 ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者（第十五条及び第三十三条第二項において「関係事業者」という。）は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等（発症、進行及び再発の防止をいう。以下同じ。）に配慮するよう努めなければならない。

(国民の責務)

第八条 国民は、ギャンブル等依存症問題（ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題をいう。以下同じ。）に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努めなければならない。

(ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務)

第九条 医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従

事する者は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努めなければならない。

(ギャンブル等依存症問題啓発週間)

第十条 国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間を設ける。

2 ギャンブル等依存症問題啓発週間は、五月十四日から同月二十日までとする。

3 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、ギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等

(ギャンブル等依存症対策推進基本計画)

第十二条 政府は、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル等依存症対策の推進に関する基本的な計画（以下「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 ギャンブル等依存症対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 政府は、ギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

7 第三項及び第四項の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画)

第十三条 都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画（以下この条において「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）第十四条第一項に規定する都道府県アルコール健康障害対策推進計画その他の法令の規定による計画であってギャンブル等依存症対策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 都道府県は、当該都道府県におけるギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及び当該都道府県におけるギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

第三章 基本的施策

(教育の振興等)

第十四条 国及び地方公共団体は、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施)

第十五条 国及び地方公共団体は、広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十六条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等がその居住する地域にかかわらず等しくその状態に応じた適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備その他の医療提供体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(相談支援等)

第十七条 国及び地方公共団体は、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センターをいう。第二十条において同じ。）、保健所、消費生活センター（消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センターをいう。第二十条において同じ。）及び日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。第二十条において同じ。）における相談支援の体制の整備その他のギャンブル等依存症である者等及びその家族に対するギャンブル等依存症問題に関する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(社会復帰の支援)

第十八条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰に資するよう、就労の支援その他の支援を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等が互いに支え合ってその予防等及び回復を図るための活動その他の民間団体が行うギャンブル等依存症対策に関する自発的な活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(連携協力体制の整備)

第二十条 国及び地方公共団体は、第十四条から前条までの施策の効果的な実施を図るため、第十六条の医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センターその他の関係機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者について、ギャンブル等依存症問題に関し十分な知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症の予防等、診断及び治療の方法に関する研究その他のギャンブル等依存症問題に関する調査研究の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(実態調査)

第二十三条 政府は、三年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部

(設置)

第二十四条 ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、ギャンブル等依存症対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 関係行政機関がギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づいて実施する施策の総合調整及び実施状況の評価に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、ギャンブル等依存症対策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

2 本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の意見を聴かなければならない。

一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案を作成しようとするとき。

二 前項第二号の評価について、その結果の取りまとめを行おうとするとき。

3 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更の案の作成について準用する。

（組織）

第二十六条 本部は、ギャンブル等依存症対策推進本部長、ギャンブル等依存症対策推進副本部長及びギャンブル等依存症対策推進本部員をもって組織する。

（ギャンブル等依存症対策推進本部長）

第二十七条 本部の長は、ギャンブル等依存症対策推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣官房長官をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（ギャンブル等依存症対策推進副本部長）

第二十八条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

（ギャンブル等依存症対策推進本部員）

第二十九条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者（第一号から第十号までに掲げる者にあつては、副本部長に充てられたものを除く。）をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十一条の特命担当大臣

三 内閣府設置法第十一条の二の特命担当大臣

四 総務大臣

五 法務大臣

六 文部科学大臣

七 厚生労働大臣

八 農林水産大臣

九 経済産業大臣

十 国土交通大臣

十一 前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として内閣総理大臣が指定する者

（資料提供等）

第三十条 関係行政機関の長は、本部の定めるところにより、本部に対し、ギャンブル等依存症に関する資料又は情報であつて、本部の所掌事務の遂行に資するものを、適時に提供しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、本部長の求めに応じて、本部に対し、本部の所掌事務の遂行に必要なギャンブル等依存症に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

（資料の提出その他の協力）

第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（ギャンブル等依存症対策推進関係者会議）

第三十二条 本部に、第二十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議（次条において「関係者会議」という。）を置く。

第三十三条 関係者会議は、委員二十人以内で組織する。

2 関係者会議の委員は、ギャンブル等依存症である者等及びその家族を代表する者、関係事業者並びにギャンブル等依存症問題に関し専門的知識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 関係者会議の委員は、非常勤とする。

（事務）

第三十四条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

（主任の大臣）

第三十五条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（政令への委任）

第三十六条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

2 本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 前項に定める事項のほか、この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

ギャンブル等依存症対策推進基本計画【概要】

第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的考え方

I ギャンブル等依存症問題の現状		
➢ 国内の「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合：成人の0.8%（平成29年度日本医療研究開発機構（AMED）調査結果）		
II ギャンブル等依存症対策の基本理念等		
➢ 発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援		
➢ 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮		
➢ アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮		
III ギャンブル等依存症対策推進基本計画の基本的事項		
➢ 推進体制：ギャンブル等依存症対策推進本部（本部長：内閣官房長官） 対象期間：平成31年度～平成33年度（3年間）		
➢ 基本的な考え方		
PDCAサイクルによる 計画的な不断の取組の推進	多機関の連携・協力による 総合的な取組の推進	重層的かつ多段階的な 取組の推進
IV ギャンブル等依存症対策の推進に向けた施策について		
➢ ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）における積極的な広報活動の実施		
➢ 政府においては、全都道府県が速やかに推進計画を策定するよう促進		

第二章 取り組むべき具体的施策（主なもの）

I 関係事業者の取組：基本法第15条関係	
広告宣伝の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 新たに広告宣伝に関する指針を作成、公表。注意喚起標語の大きさや時間を確保（～平成33年度）〔公営競技・ばちんこ〕 通年、普及啓発活動を実施するとともに、啓発週間に新大学生・新社会人を対象とした啓発を実施（平成31年度～）〔公営競技・ばちんこ〕 本人申告・家族申告によるアクセス制限等に関し、個人認証システム等の活用に向けた研究を実施（～平成33年度）〔競馬・モーターボート〕
アクセス制限 ・ 施設内の取組	<ul style="list-style-type: none"> インターネット投票の購入限度額システムを前倒し導入（平成32年度）〔競馬・モーターボート〕 自己申告プログラムの周知徹底・本人同意のない家族申告による入店制限の導入（平成31年度）〔ばちんこ〕 自己申告・家族申告プログラムに関し、顔認証システムの活用に係るモデル事業等の取組を検討（～平成33年度）〔ばちんこ〕 18歳未満の可能性のある者に対する身分証明書による年齢確認を原則化（平成31年度）〔ばちんこ〕 施設内・営業所内のATM等の撤去等（平成31年度～）〔公営競技・ばちんこ〕
相談・治療に つなげる取組	<ul style="list-style-type: none"> 自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援 〔公営競技：平成33年度までの支援開始を目指す／ばちんこ：31年度に開始、実績を毎年度公表〕 ギャンブル依存症予防回復支援センターの相談者助成（民間団体の初回利用料・初診料負担）の拡充の検討に着手（平成31年度～）〔モーターボート〕
依存症対策の 体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 依存症対策最高責任者等の新設、ギャンブル等依存症対策実施規程の整備（～平成33年度）〔競馬・モーターボート〕 依存問題対策要綱の整備、対策の実施状況を毎年度公表（平成31年度～）〔ばちんこ〕 第三者機関による立入検査の実施（平成31年度～）、「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による対策の強化（～平成33年度）〔ばちんこ〕
II 相談・治療・回復支援：基本法第16～19条関係	
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 全都道府県・政令指定都市への相談拠点の早期整備（平成32年度目途）〔厚労省〕 ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化〔関係省庁〕 婦人相談所相談員、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者・発達障害者支援センター職員等における支援（平成31年度～）〔厚労省〕
治療支援	<ul style="list-style-type: none"> ギャンブル等依存症対策に関する各地域の消費生活相談体制強化（平成31年度～）〔消費者庁〕 多重債務相談窓口・日本司法支援センターにおける情報提供・相談対応（平成31年度～）〔金融庁・法務省〕 相談対応等においてギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の養成（平成31年度～）〔法務省〕
民間団体支援	<ul style="list-style-type: none"> 全都道府県・政令指定都市への治療拠点の早期整備（平成32年度目途）〔厚労省〕 専門的な医療の確立に向けた研究の推進、適切な診療報酬の在り方の検討（平成31年度～）〔厚労省〕
社会復帰支援	<ul style="list-style-type: none"> 自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング等の活動支援に係る施策の改善・活用促進（平成31年度～）〔厚労省〕 自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援（再掲）（平成31年度～）〔公営競技・ばちんこ〕
III 予防教育・普及啓発：基本法第14条関係	
<ul style="list-style-type: none"> シンポジウム、普及啓発イベント等を通じ、依存症の正しい知識や相談窓口等を積極的かつ継続的に普及啓発（平成31年度～）〔厚労省〕 特設ページ・SNS等を活用した消費者向けの総合的な情報提供。成人式などあらゆる機会を活用した、地域における普及啓発の推進（平成31年度～）〔消費者庁〕 新学習指導要領や指導参考資料を活用した学校教育における指導の充実。社会教育施設等を活用した保護者等への啓発の推進（平成31年度～）〔文科省〕 金融経済教育におけるギャンブル等依存症対策の啓発（平成31年度～）〔金融庁〕 産業保健総合支援センターを通じた職場における普及啓発の推進（平成31年度～）〔厚労省〕 	
IV 依存症対策の基盤整備：基本法第20・21条関係	
連携協力体制 の構築	<ul style="list-style-type: none"> 各地域における包括的な連携協力体制の構築〔関係省庁〕 （専門医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、財務局等・地公体多重債務相談担当課、消費生活センター、日本司法支援センター、司法書士会等、矯正施設、保護観察所、市区町村、教育委員会、生活困窮者自立相談支援事業実施機関、地域自殺対策推進センター、児童相談所、産業保健総合支援センター、福祉事務所、発達障害者支援センター、警察、健康保険関係団体、自助グループ・民間団体、関係事業者等が参画）（平成31年度～）
人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> 医師臨床研修の見直し等〔厚労省〕、医学部における教育の充実〔文科省〕（平成31年度～） 保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、作業療法士の継続的な養成〔厚労省〕 刑事施設職員、更生保護官署職員の育成（平成31年度～）〔法務省〕
V 調査研究：基本法第22条関係	
<ul style="list-style-type: none"> ギャンブル等依存症の標準的な治療プログラムの確立に向けたエビデンスの構築等、治療プログラムの全国的な普及（平成31年度～）〔厚労省〕 個人認証システム・海外競馬の依存症対策に係る調査、ICT技術を活用した入場管理方法の研究（平成31～33年度）〔競馬・モーターボート〕 	
VI 実態調査：基本法第23条関係	
<ul style="list-style-type: none"> 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症問題の実態把握（平成32年度）〔厚労省〕 国民のギャンブル等の消費行動の実態調査を実施（～平成33年度）〔消費者庁〕 相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握（平成31年度～）〔公営競技・ばちんこ〕 ギャンブル等依存症が児童虐待に及ぼす影響の調査（平成31年度～）〔厚労省〕 	
VII 多重債務問題等への取組	
<ul style="list-style-type: none"> 貸金業・銀行業における貸付自粛制度の適切な運用の確保及び的確な周知の実施（平成31年度～）〔金融庁〕 違法に行われるギャンブル等の取締りの強化（平成31年度～）〔警察庁〕 	

(資料3) 千葉県ギャンブル等依存症対策推進計画策定協議会設置要領

(設置)

第1条 ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）第13条第1項の規定により千葉県ギャンブル等依存症対策推進計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、その内容を検討するため、千葉県ギャンブル等依存症対策推進計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する機関には該当しないものとする。

(組織等)

第2条 協議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、ギャンブル等依存症に関する有識者、医療関係者、関係団体の構成員、行政機関の職員等によって構成するものとし、県が協議会への参加要請を行う。

3 協議会に座長及び副座長を置く。

4 座長は委員の互選によって選出し、副座長は座長が指名する。

5 座長は会務を総理し、協議会を代表する。

6 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(所掌事項)

第3条 協議会は、計画の策定に当たり、その内容を検討するものとする。

(作業部会)

第4条 協議会は、計画の策定に当たって実務的な検討及び作業を行うため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会の会員は、座長が協議会の委員の中から指名し、県から作業部会への参加要請を行う。

3 作業部会の部会長は、座長が指名する。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は千葉県健康福祉部障害者福祉推進課に置き、協議会及び作業部会に関する庶務を行う。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月3日から施行し、計画の策定をもってその効力を失う。

千葉県ギャンブル等依存症対策推進計画策定協議会 委員名簿

	区分	団体名	役職	氏名
1	医療関係者	千葉県医師会/千葉県精神科病院協会/ 千葉県依存症治療拠点機関（ギャンブル等依存症）	院長	南 雅之 （座長）
2	医療関係者	千葉県医師会/千葉県精神科診療所協会	会長	志津 雄一郎
3	有識者	稲村厚司法書士事務所（司法書士）/ NPO 法人ワンデーポート	代表	稲村 厚 （副座長）
4	関係団体の構成員	千葉県遊技業協同組合	事務局長	小谷 均
5	関係団体の構成員	千葉県競馬組合	副主幹	阿部 大
6	関係団体の構成員	千葉市経済農政局経済部公営事業事務所	所長補佐	吉井 誠一
7	関係団体の構成員	松戸市経済振興部公営競技事務所	主幹	佐藤 勇治
8	関係団体の構成員	日本貸金業協会 相談紛争解決センター	センター長	森 浩之
9	関係団体の構成員	千葉県社会福祉協議会	福祉資金部 副部長	山口 浩敏
10	関係団体の構成員	千葉県司法書士会	常任理事・ 相談事業部長	沖 邦彦
11	関係団体の構成員	日本司法支援センター千葉地方事務所 （法テラス千葉）	総務課長	糸賀 作之
12	関係団体の構成員 （当事者）	全国ギャンブル依存症問題を考える会千葉支部	代表	宮本 雄二
13	関係団体の構成員 （家族）	全国ギャンブル依存症家族の会千葉	代表	田所 幸子
14	関係団体の構成員	千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会	センター長	菊池 謙
15	行政機関の職員	千葉市こころの健康センター	センター長	稻生 英俊

(背表紙)

